【貸付金（企業者向け）】

制度の名称	制度の概要	対象者	内　　容	問い合わせ先
短期資金	市内中小業者の方が、希望に応じた時期に借入れ可能な短期の運転資金を融資します。	市内中小企業者	融資期間1年、融資限度額1,500万円	商工労働課 TEL0956-24-1111 内線　3004 メールアドレス syouko@city.sasebo.lg.jp
緊急経営対策資金	市内中小企業者の方に対して、不況（売上減）・災害対策等・大規模な経済危機対策等・連鎖倒産防止など、経営の安定を図るための運転・設備資金を融資します。	市内中小企業者	〔不況対策資金等〕 融資期間10年、融資限度額3,000万円、据置期間2年以内 〔危機対策資金〕 融資期間10年、融資限度額3,000万円、据置期間2年以内 〔連鎖倒産防止〕 融資期間10年、融資限度額2,000万円、据置期間2年以内	
経営革新サポート資金	経営の合理化のために必要とする運転及び設備資金を融資します。	市内中小企業者	融資期間：運転10年、設備10年、融資限度額3,000万円、据置期間1年以内	
小口資金	小口の運転及び設備資金を融資します。	市内小規模企業者（従業員20人以下。ただし、商業、サービス業は5人以下）	融資期間：10年、融資限度額3,000万円、据置期間1年以内	
エコ資金	環境に配慮した経営に取り組む中小企業者に対し、設備資金を融資します。	市内中小企業者	融資期間10年、融資限度額1,000万円、据置期間1年以内	
創業資金	市内で創業するために必要な資金を融資します。	市内での創業予定者等	融資期間：運転7年、設備10年、融資限度額2,000万円据置期間1年以内 ※SSS保証の場合：融資期間：運転7年、設備10年、融資限度額2,000万円、措置期間1年以内（プロパー協調時は3年）	
事業承継資金	事業承継のために必要な資金を融資します。	事業承継を行う市内中小企業者	融資期間：10年、融資限度額4,000万円据置期間1年以内	
協同組合等振興資金	市内事業協同組合等が、企業の合理化・設備の近代化・高度化等のために必要とする運転資金・設備資金を融資します。	市内事業協同組合等	融資期間：10年、融資限度額：一般1億5,000万円、集団化10億円、再開発4億円、据置期間1年以内	
経営基盤強化資金	物価高騰で利益率が悪化している方の経営基盤を強化するために必要な資金を融資します。	物価高騰で利益率が悪化している中小企業者	融資期間：運転10年、設備10年、融資限度額3,000万円、据置期間1年以内	